

平成30年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集要綱

1 基本方針

県立特別支援学校幼稚部・高等部の入学者の募集は、一人一人の障がいの状態及び能力・適性等を総合的に考慮して適切な選考を行うこととする。

2 募集を行う県立特別支援学校の部及び学科

募集を行う県立特別支援学校の部及び学科については、別に定める「平成30年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集実施細目」（以下「募集実施細目」という。）によることとする。

3 募集人員

募集人員は、別に定める「平成30年度宮崎県立特別支援学校幼稚部・高等部入学者募集人員」によることとする。

4 応募資格

障がいの区分及び障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の規定に該当し、本人及び保護者が県内に居住する者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 幼稚部

- ① 都城さくら聴覚支援学校及び延岡しろやま支援学校（聴覚障がい教育部門）の幼稚部にあっては、平成24年4月2日から平成27年4月1日までに生まれた者であること。
- ② 赤江まつばら支援学校幼稚部にあっては、平成24年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者であること。

(2) 高等部

- ① 高等部本科にあっては、特別支援学校中学部、中学校若しくは義務教育学校の後期課程を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者（平成30年3月修了見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当し、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。
- ② 高等部専攻科にあっては、特別支援学校高等部、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者（平成30年3月卒業見込みの者を含む。）又は学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者であること。

5 出願手続

入学志願者の出願手続については、募集実施細目によることとする。

6 入学者の選考

(1) 選考方法

幼稚部及び高等部の入学者の選考については、個人調査書、諸検査、面接の結果等を資料とし、総合的に判断して行う。

(2) 日程

- ① 諸検査及び面接 平成30年3月6日（火）及び3月7日（水）
- ② 合格者発表 平成30年3月19日（月）

7 その他

この要綱に定めるもののほか、県立特別支援学校幼稚部・高等部の入学者の募集に関して必要な事項は、募集実施細目に定めることとする。

附 則

この要綱は、平成29年7月24日から施行する。